

## 区民文化祭参加者募集

【担当課】 生涯学習課

大会名	日時・会場	開催内容など	応募方法	費用	申し込み・問い合わせ
謡曲	10/24(土) 午前10時～午後5時 堀切地区センター (堀切3-8-5)	仕舞・独吟・連吟・素謡	往復ハガキに住所・氏名(フリガナ)・電話番号・流派・所属団体・演目、団体の場合は代表者名・人数を書いて、8月3日(月)(必着)まで。	1演目 1,000円	〒125-0062 青戸6-3-4 沢崎 慎太郎 ☎03-3602-2219
合唱	11/3(火・祝) 正午～午後6時 かつしかシンフォニーヒルズ (立石6-33-1)	日頃の練習成果の発表(発表会形式、発表時間1団体9分以内(入退場時間含む)、専門家のアドバイス有り)その他、2回の打ち合わせと反省会に出席が必要。 【対象】 区内で活動している、アマチュアだけで構成された団体25団体(1団体35人以内)	電話かハガキ・ファクス(「合唱の部」・合唱団名(フリガナ)、代表者の住所・氏名(フリガナ)・電話番号、初参加の場合にはその旨を記入)で、7月30日(木)(必着)まで(多数の場合、葛飾区合唱連盟非加盟団体から抽選)。	無料	〒124-8555 葛飾区役所生涯学習課 ☎03-5654-8477 FAX03-5698-1541

## 国民健康保険に加入している方へ

【担当課】 国保年金課(区役所3階315番)

▶ 高齢受給者証について ☎03-5654-8210

▶ 特定疾病療養受療証について ☎03-5654-8212

### 高齢受給者証をお持ちの方

#### ● 7月16日(木)以降に新しい高齢受給者証を送付します

【対象】 昭和20年8月2日～25年7月1日生まれの方

【有効期間】 8月1日～令和3年7月31日(期間中に75歳に達する方は、誕生日の前日まで)

有効期限が切れた高齢受給者証は、国保年金課または区民事務所へお返しく下さい。なお、期限後にご自身で破棄しても構いません。

【負担割合判定基準】

一部負担金の割合	所得区分	負担割合判定基準
2割	一般	同一世帯で高齢受給者証をお持ちの方全員が、令和2年度住民税課税所得145万円未満の場合
3割	現役並み所得者	同一世帯で高齢受給者証をお持ちの方の中に、令和2年度住民税課税所得145万円以上の方がいる場合

#### ● 新しい高齢受給者証の一部負担金の割合が3割の方へ

令和元(2019)年中の収入額が次のいずれかに該当する場合、「基準収入額適用申請書」を提出すると、一部負担金の割合が2割に変更となります。申請書は、基準収入額を超えないと思われる方のみ、高齢受給者証に同封しています。

▶ 同一世帯に高齢受給者証をお持ちの方が1人で、その方の収入額が383万円未満

▶ 同一世帯に高齢受給者証をお持ちの方が1人かつ、旧国保被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方)がいて、その方々の合計収入額が520万円未満

▶ 同一世帯に高齢受給者証をお持ちの方が2人以上いて、その方々の合計収入額が520万円未満

【申請に必要な物】

▶ 基準収入額適用申請書

▶ 令和元(2019)年中の収入額が分かる物(確定申告書の控えなど)

▶ 世帯主と対象者の方の個人番号が分かる物(マイナンバー(個人番号)カード、通知カードなど)

▶ 届出者の本人確認書類(運転免許証など)

### 特定疾病療養受療証をお持ちの方

#### ● 7月7日から新しい特定疾病療養受療証を順次送付しています

【対象】 70歳未満で人工腎臓を実施している慢性腎不全の方

【有効期間】 8月1日～令和3年7月31日(期間中に70歳に達する方は、誕生月の末日まで)

有効期限が切れた特定疾病療養受療証は、国保年金課へお返しく下さい。なお、期限後にご自身で破棄しても構いません。

## 後期高齢者医療保険に加入している方へ

【担当課】 国保年金課 ☎03-5654-8528

### 令和2年度の保険料をお知らせします

保険料額決定通知書・納入通知書兼特別徴収開始通知書などを7月16日(木)に送付します。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、保険料が減免される場合があります。詳しくは、通知書に同封の案内をご覧ください。

#### ● 年金引き落とし(特別徴収)の方・口座振替の方

通知書のみを送付します。

#### ● 10月から年金引き落とし(特別徴収)となる方

通知書、7～9月分の納付書(各月用・全納用)を送付します。10月からの引き落とし額は、通知書の特別徴収欄でご確認ください。

#### ● 納付書でお支払いの方

通知書、7月～翌年3月分の納付書(各月用・全納用)を送付します。

### 保険料のお支払いについて

保険料は、原則年金からの引き落としとなります。

以下の方は、納付書での支払いとなります。

▶ 介護保険料が年金引き落としでない方

▶ 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方

▶ 4月以降に後期高齢者医療制度に加入(葛飾区への転入を含む)した方(準備が整い次第、年金からの引き落としとなります)

#### ● 納付書でお支払いの方へ

便利な **口座振替** をご利用ください。

口座振替には、手続きが必要です。詳しくは、通知書に同封の案内をご覧ください。

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ 医療費の自己負担額が減額されます

申請により、医療費の自己負担額と入院時の食費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または、医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定証」を交付します。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【申請・担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎03-5654-8212

#### ■ 70歳以上で国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

【対象】

▶ 住民税非課税世帯の方

▶ 住民税課税世帯で負担割合が3割の方

後期高齢者医療保険に加入している方で、すでに認定証をお持ちの方へ

令和2年度の所得区分が前年と変更がない方には、新しい認定証を7月21日(火)から順次送付します。申請の必要はありません。

#### ■ 70歳未満で国民健康保険に加入している方

【対象】 国民健康保険料を滞納していない世帯の方

令和2年度の住民税が非課税世帯の方へ

入院時の食費(食事療養費)を減額します。入院が決まっている、または入院中の方に対して、申請月から減額します。

※令和2年1月2日以降に葛飾区に転入した方は、前住所地の令和2年度の住民税課税(非課税)証明書(世帯全員分)が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。